議員提出議案第１６号

　　　江東区高齢者入院見舞金支給条例

　上記の議案を提出する。

　　平成２５年１１月２６日

提出者　　区議会議員　赤羽目　民　雄

　　　　同　　　　　正　保　幹　雄

　　　　同　　　　　菅　谷　俊　一

　　　　同　　　　　大嵩崎　かおり

　　　　同　　　　　きくち　幸　江

江東区議会議長

　　星　野　　　博　　殿

　　　　江東区高齢者入院見舞金支給条例

（目的）

1. この条例は、入院した高齢者に対し、入院見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、当該高齢者の経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（受給要件）

1. この条例により見舞金の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、次に掲げる要件を有している者とする。
2. 入院時において、満65歳以上であること。
3. 江東区に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されていること。
4. 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の５に規定する病院、又は　　　診療所（以下「医療機関」という。）に入院している、又は入院したことがあること。

（見舞金の額）

1. 見舞金は、受給資格者が医療機関に入院してから退院するまでの日数（以下「入院日数」という。）に応じて支給するものとし、その額は、次の各号に掲げる入院日数に応じ、当該各号に定める額とする。
2. 入院日数7日以上30日以下　1万円
3. 入院日数31日以上90日以下　2万円
4. 入院日数91日以上　3万円

２　前項の規定にかかわらず、同一のものに対し当該年度分として既に支給している見舞金の額と新たな入院に際し同項の規定により算出した額とを合算した額が3万円を超える場合においては、当該年度におけるその者の見舞金の合計額は3万円とする。

３　入院日数の算定および見舞金の支給については、年度を単位として行うも 　　のとする。ただし、年度を超えて入院した場合は、同一の入院とし、入院開始月の属する年度に係る入院日数は、その年度に係る入院日数に参入することができる。

（申請及び決定）

1. 見舞金の受給要件に該当する者が、見舞金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。

２　区長は、前項の申請があったときは、その受給資格の有無を審査の上、支　給の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（返還）

1. 区長は、虚偽の申請その他不正な行為により見舞金の支給を受けた者があるときは、その者から当該見舞金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第６条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

　　　附　則

１　この条例は、平成２６年４月1日から施行する。

２　この条例の施行の際、現に医療機関に入院している者は、この条例の施行の日に入院したものとみなす。

（説明）

　　医療機関に入院した高齢者に対し入院見舞金を支給することにより、高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１１２条第1項の規定に基づき、本案を提出します。